

## 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

資料1 - 2

基本目標1 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

【施策の方向1】妊娠・出産に関する支援の充実 【施策の方向2】子どもや母親のための保健事業の充実 【施策の方向3】子どもの健康の確保・増進

【施策の方向4】医療体制の確保・充実 【施策の方向5】子育ての経済的負担の軽減

★:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 妊娠・出産に関する支援の充実	1		母子健康手帳	妊娠中から母子に関する保健指導、健康診査や予防接種の記録ができるよう、母子健康手帳を配布します。配布の際には、手帳の活用や今後利用できる母子保健サービスについて周知します。また、若年・高齢妊娠など個々のケースに応じて保健師が面接や訪問をし、適切な支援をしていきます。	こども家庭センター		*母子健康手帳交付数:296件 *支援プラン件数:323件(妊娠面接者323件、転入含)	○	母子健康手帳交付時に保健師が面接を行い、母体の健康管理や母子保健サービス等について周知した。面接の際に、子育てガイド「羽(は)ぐくみプラン」を配布し、個々のケースに応じて、出産・育児の見通しを安心して持てるよう支援していく。	継続
	2		父親ハンドブック	母体の心身の変化や子どもの成長と、その時々の父親としての役割や、子育てに必要な知識を幅広く掲載している父親ハンドブックを母子健康手帳とともに配布し、妊娠を機に父親が子育てに参画するきっかけとなるよう啓発に努めます。	こども家庭センター		*母子健康手帳配布時に、父親ハンドブックを配布 *父親ハンドブック配布数296件 *ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)年20回 延べ140人	○	引き続き、父親としての役割や自覚をもち、育児に参画できるよう啓発に努める。働き方の多様化により、平日の事業参加の希望もあるため、両親学級については、土日のほか平日も継続して実施していく。	継続
	3	☆	妊娠健康診査	妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊娠の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるため、妊娠健康診査を実施します。	こども家庭センター		*妊娠届出者数 296件 *妊娠健康診査受診者数 延べ3,392件 (妊娠健康診査受診者3,353件+助産院での妊娠健康診査19件+里帰り出産等妊娠健診助成金20件)	○	引き続き、妊娠面接の際に受診勧奨を行い、健診結果を把握することで継続的な支援に繋げていく。妊娠健康診査について、妊娠の利便性向上のため助産所でも公費負担できるよう拡充を図った。R7年度より多胎妊娠健康診査費用の助成により経済的負担の軽減を図る。	見直し
	4		妊娠歯科健康診査	妊娠中は身体的変化や生活環境の変化等により、歯科疾患が増加する傾向にあります。また、産後は育児等で受診が困難なため疾患が放置されやすい傾向にあることから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機付けを行い、歯科保健意識の向上を図ります。	こども家庭センター		*妊娠歯科健康診査受診者数 67人	○	妊娠中の歯科疾患の早期発見・早期治療につなげるため、引き続き、母子健康手帳交付時に歯科健診の受診勧奨を行うとともに、母親学級の歯科講座等において周知していく。	継続
	5		母親学級・両親学級	妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していく。また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促します。	こども家庭センター		*プレママサロン(母親学級)年6回 延べ62人 *ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)年20回 延べ140人	○	妊娠体操や沐浴・調乳などの実習を通して、出産や育児に関する知識の提供を行っている。令和5年度に胎児モデル(人形)を導入し、妊娠・出産の経過がイメージしやすくなるよう講座内容の充実を図るとともに、オンラインによる交流の機会を継続していく。	継続
	6		妊娠婦訪問指導	保健師や助産師が家庭を訪問し、妊娠婦の健康状態、生活環境、疾病予防など妊娠中や産後に必要な事項、及びマタニティブルーや産後うつなど精神面の不安定さについて、適切な指導を行います。また、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。	こども家庭センター		*乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導と同時に妊娠婦訪問を実施 *妊娠婦訪問指導件数 284件	○	訪問により、新生児及び妊娠婦の状況を確認する中で、適切な支援に繋いでいる。引き続き、産後の訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用した産後うつ等の早期発見・早期対応に努めていく。	継続
	7	☆	乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて未熟児訪問指導、産後ケア事業、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	こども家庭センター		*乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導件数 292件	○	乳児家庭全戸訪問を実施し、新生児及び妊娠婦の状況の確認を行い、適切な支援に繋いでいる。引き続き、訪問時に実施するEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用することで産婦及び新生児を、適切なサービスや支援に繋いでいく。	継続
	8		未熟児訪問指導	未熟児に対し養育上必要があると認めた場合は、保健師が家庭を訪問し、未熟児の状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、未熟児の発育・発達を促します。	こども家庭センター		*未熟児訪問指導件数 9件	○	発育・発達における未熟児特有の課題や親の育児負担を把握し、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行っている。引き続き、医療機関との情報交換を密に行いながら、退院後の生活が円滑に進められるよう支援を行っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	9		産後ケア事業	産後に家族などからの十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるよう経験豊富な助産師や助産所等で支援します。 助産師が居宅を訪問する「アウトリーチ型」、助産院等に通所する「デイサービス型」、利用者が宿泊してサポートを受ける「宿泊型」があり、実情にあわせて実施していきます。	こども家庭センター		*アウトリーチ型: 利用家庭数:68件 延利用日数:77日 *デイサービス型: 利用家庭数:192件 延利用日数:227日 *宿泊型: 利用家庭数:37件 延利用日数:44泊(83日)	○	支援を必要とする産婦及び乳児に対して、アウトリーチ型、デイサービス型、宿泊型など個々に合わせたサービスの提供を行っている。R6年4月から産後ケア事業利用証を開始、またデイサービス型及び宿泊型は産後6か月以内まで利用期間を延長し、通算5回までの上限2,500円の利用料減額適用を継続していく。(市民税非課税世帯・生活保護世帯は免除) 引き続き、安心して子育てができるよう地域の助産師(助産院等)と連携を図りながら、産婦の心身のケアと不安の軽減に努めていく。	継続
	10 ☆		養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	こども家庭センター		*専門的相談支援 116家庭・208ケース・332回  *育児・家事援助(ヘルパー派遣) 14家庭・129回・235時間	○	母子保健・相談係と必要時連携し、対象者のニーズやリスクをアセスメントし、家庭への支援方針をベースに事業の計画・実施・評価を行っていく。 育児・家事支援についてはヘルパー派遣事業所に委託しているが、今後も連携をとりながら、支援の充実を図っていく。	継続
2. 子どもや母親のための保健事業の充実	1		産婦健康診査	妊娠高血圧症候群等の後遺症を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的として、3~4か月児健康診査時に血圧測定や尿検査を実施します。 また、心身の不調について相談に応じ、必要がある場合には、専門医療機関での受診を勧奨します。	こども家庭センター		*3~4か月児健診時、助産師による産婦健診・相談 実施者数:60人	○	産婦健診未受診者や再検査が必要な産婦を対象とし、血圧測定や尿検査等を実施するほか、必要がある場合は、医療機関への受診勧奨を行っている。 引き続き、対象者に産婦健診の実施や受診勧奨などを実施していく。	継続
	2		乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3~4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える保護者や発達の遅れが心配される子どもに対し、継続した支援を行っています。	こども家庭センター		*3~4か月児健診 年12回 279人 *6~7か月児健診 250人 *9~10か月児健診 267人 *1歳6か月健診 年12回 289人 *3歳児健診 年12回 321人	○	乳幼児期の健診を定期的に実施し、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図っている。 特に、支援の必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において地区担当保健師が面接を行い、継続した支援を行っていく。	継続
	3		予防接種	感染のおそれがある疾病的発生及びまん延を予防するため、BCG、麻しん・風疹混合など各種予防接種を勧奨するとともに、接種する時期や接種間隔などの予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	こども家庭センター		*接種対象年齢時期に保護者に対する予診票の送付、接種率向上のため、接種再勧奨のはがきを送付 *広報はむら、市公式サイト等で予防接種について周知 *接種延べ数 四種混合386人、二種混合346人、日本脳炎1,393人、BCG285人、麻しん・風疹混合598人、ヒブ341人、子宮頸がん1,566人、小児用肺炎球菌1,118人、水痘544人、B型肝炎807人、ロタ550人、五種混合774人	○	予防接種の正しい知識の普及啓発、接種率の向上のため、引き続き周知を徹底していく。 予防接種法施行令改正により、R6年4月から五種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ)の接種を開始。	継続
	4		乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などから精密健康診査を要する程ではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や、保健師、管理栄養士による個別相談を行うことにより、発達発育面の支援を行います。	こども家庭センター		*乳幼児経過観察健康診査 年12回 138人	○	小児科医による診察の結果、必要な場合には保健指導の実施や精密健康診査受診票の発行を行い、疾病等の早期発見・対応を図っている。 引き続き、各健診の事後フォローや健診未受診者の対応の場として実施していく。	継続
	5		乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査や相談などから、発達面での経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や保健師等による個別相談を行い、保護者へ対応方法の助言を行い、不安の軽減を図ります。また、必要に応じて専門医療機関等の紹介を行います。	こども家庭センター		*乳幼児発達健康診査 年12回 57人	○	小児神経専門医による健診を月1回実施し、保護者の不安軽減に努め、必要に応じて専門医療機関等に繋げている。 特に、年長児に対しては、適切な就学先に繋ぐことができるよう、関係機関と連携しながら支援を行っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6		精密健康診査	妊娠健康診査や乳幼児健康診査等の結果、診断の確定のため精密な検査が必要と判断された方に対し、疾病や異常の早期発見・早期治療を図るため、専門的な診断のできる医療機関等において検査を受けることができるよう受診票を交付します。	こども家庭センター		*精密健康診査受診票発行者数:46人	○	乳幼児健診等において医師が必要と認めた場合、精密健康診査受診票を発行することで疾病の早期発見・早期治療を図っている。 発行時の面接において、保護者の不安の軽減を図りながら受診勧奨を行っていく。また、精密健康診査の未受診者には、更に受診勧奨を実施していく。	継続
	7		幼児期における歯科健康診査等	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる幼児期からのむし歯を予防し、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、1歳6か月、2歳、3歳児の歯科健康診査を行うとともに、保健指導や個別相談を行います。 また、令和3年度から事業の見直しを図り、3歳児及び4歳児を対象に市内協力医療機関で個別フッ素塗布事業として実施。	こども家庭センター		*1歳6か月児歯科健診 年12回 289人 *2歳児歯科健診 年12回 165人 *3歳児歯科健診 年12回 321人 *フッ素塗布事業 185人	○	乳幼児の口腔衛生状態を確認し、健全な歯の発育と、う蝕予防を促す保健指導を行っていく。 フッ素塗布事業について、個別通知のほか健診時における勧奨を図っていく。	継続
	8		1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査(心理相談)	1歳6か月児及び3歳児健康診査や相談などから心理面で経過観察が必要と判断された幼児について、定期的に心理相談員が面接し、健康面や情緒面に関する相談を実施します。	こども家庭センター		*1歳6か月児経過観察健康診査(心理相談) 62人 *3歳児観察健康診査(心理相談) 78人	○	幼児の発達面・心理面、保護者の不安や悩みに関する相談に応じ、個々に合わせた支援を行っている。 引き続き、幼稚園・保育園等の巡回相談事業と連携しながら、相談事業を通じて支援の充実を図っていく。	継続
	9		育児相談	身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。 相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。 また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター		*育児相談来所者 年12回 380人	○	子育てや子どもの成長発達についての疑問や心配ごとが解消できるよう、保護者の不安軽減に努めている。 引き続き多くの方に気軽に利用していただけるよう、事業周知に努めていく。	継続
3. 子どもの健康の確保・増進	1		ひよこサロン(離乳食スタート教室)	離乳食をそろそろ始める4~5か月児の保護者を対象に、離乳食を始めるタイミングや作り方などを学習するための講習や、調理実習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター		*ひよこサロン 年12回 206人	○	離乳食について分かりやすく伝えられるよう事業内容の検討を行い、離乳食テキストの外国語版(英語、スペイン語)を作成し活用を開始。	継続
	2		もぐもぐ教室(生後7か月以降の離乳食教室)	赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方、簡単なメニューなど、生後7か月以降の離乳食の進め方について講習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター		*もぐもぐ教室 年5回 111人	○	離乳食について分かりやすく伝えられるよう事業内容の検討を行い、離乳食テキストの外国語版(英語、スペイン語)を作成し活用を開始。	継続
	3		乳幼児期における食育の推進	各種乳幼児健康診査や育児相談等において、管理栄養士による相談及び健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報提供に努めます。 保育園等では、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣の確立に努めます。	こども家庭センター	子育て支援課	*乳幼児健診や歯科健診において栄養士による個別相談、集団指導を実施 *乳幼児健診 栄養相談利用者 304人 *育児相談 栄養相談利用者 183人 *随時栄養相談 69人 *健診後等フォロー相談 353人 *児童館における食育講座 3回 14人 *はむら保育展「栄養士コーナー」に参加し、市事業の紹介、乳幼児の栄養・食生活に関する展示・相談を実施	○	幼児期から食や健康に关心を持ち主体的に健康づくりに取り組めるよう、乳幼児健診の際の管理栄養士による栄養指導や健康教育を実施した。 引き続き、望ましい食生活に関する情報提供に努めいく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	4		みんなで楽しむ子育て講座	男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子の遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れ合いの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践方法の普及啓発を図ります。	総務課  健康課  こども家庭センター		健康課・こども家庭センターの事業において、男女共同参画に関する意識啓発及び、情報提供に取り組んだ。  【はなまるクッキング】 日時:7月20日(土)午前10時から12時30分 参加者:保護者8人、小学1~4年生8人 内容:健康講座、調理実習、試食、男女用同参画について  【子育てママのからだスッキリ教室】 日時:11月5日(火)午前10時から11時30分 参加者:10人 内容:健康ミニ講座、運動講座、男女共同参画について  パパ・ママ講座「家族で遊ぼう」を実施 12月14日(土)午前 中央児童館 参加者:7家庭16人 内容:羽村市男性保育士の会「ホップの会」を講師に招き、こどもとの関わりや、年齢月齢にあった遊びを紹介。また参加者同士の交流を図った。	○	庁内各課と連携し、引き続き、より効果的な事業を実施していく。  今年度から親子参加型の調理実習形式の事業として、はなまるクッキングを開始。定員を超える申込みがあり、ニーズが高い企画であった。子育て世代と子供が健康について学ぶ機会として、継続して実施していく。子育てママのからだスッキリ教室は、母親自身の身体ケアを体験、学ぶ機会として、継続して実施する。	継続
	5		学校給食等を生かした食育の推進	小中学校では、学校給食を通して、給食センターの栄養教諭や食育リーダーを活用し食育の指導を行うことで、心身の健全育成に努めます。また、地場産の農産物を使用するなど、地産地消に努めるよう給食組合に働きかけていきます。	学校教育課		*小中学校において給食センター栄養士による食育指導を実施 *羽村・瑞穂地区学校給食組合に対して、学校給食における地場産物の優先使用について働きかけを実施	○	学校教育において、学校給食を通して「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むよう、継続的に食育指導に取り組んでいく。	継続
	6		稻作体験	小学校では、「羽村学(郷土学習)」の指導内容として、また、青少年対策地区委員会では、青少年健全育成の事業の一環として、子どもたちを対象に稻作体験を行い、自らが耕作、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。	学校教育課	産業振興課、子ども政策課	*小学校5年生の羽村学(郷土学習)において、稻作体験(田植え)を実施した。 *収穫したお米は、調理実習などでいただき、食への理解を深めた。	○	稻作体験事業については、市独自の特色ある教育内容「羽村学(郷土学習)」の1つとして、継続して取り組んでいく。	継続
4. 医療体制の確保・充実	1		福生病院組合の運営支援	地域の中核病院として健全に運営していくよう、構成市として支援を行うとともに、救急医療の充実について働きかけを行います。	健康課		運営負担金として年間322,731,000円を支出。	○	引き続き、運営負担金を支出することで運営の支援に取り組むとともに、医療体制の充実を働きかけていく。	継続
	2		平日夜間急患センター診療事業	平日(月曜日~土曜日)夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、平日夜間急患センターにおいて診療を行います。	健康課		月曜日、木曜日、土曜日の夜間に年間143日診療を行った。患者数181名。	○	利用者数の減少等の理由から、地域医療の状況を考慮し、事業の内容について検討を行っていく。	見直し
	3		休日診療事業	休日の日中の子どもを含めた急病患者に対応するため、市内の医療機関において診療を行います。	健康課		年間72日診療を行った。患者数1,807名。	○	引き続き実施していく。	継続
	4		休日歯科診療事業	休日の日中の子どもを含めた歯科応急患者に対応するため、市内の歯科医療機関において診療を行います。	健康課		年間72日診療を行った。患者数209名。	○	引き続き実施していく。	継続
	5		休日準夜診療事業	休日夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、福生市・瑞穂町と輪番制で診療を行います。	健康課		年間17日診療を行った。患者数75名。	○	現在は平日夜間急患センターで診療を行っているが、地域医療の状況を考慮し、事業の内容について検討を行っていく。	見直し
5. 子育ての経済的負担の軽減	1		特定不妊治療費の助成	特定不妊治療を受けた夫婦で、東京都特定不妊治療に係る医療費の助成の決定を受けている方に対し、経済的負担の軽減、少子化対策及び次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療に係る治療費の一部を助成します。	こども家庭センター		*特定不妊治療費助成申請者数 1人	○	令和4年度から標準的な治療内容は保険適用となっており、市の助成制度は令和6年度の経過措置対応にて終了となった。今後東京都は特定不妊治療費(先進医療)助成事業を実施。	廃止
	2		入院助産	出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象に、その費用を助成します。	子ども政策課		入院助産制度利用件数 1件	○	経済困窮度、生活状況、個々のニーズの聞き取りを強化し、制度の適切な活用を図る。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3		出産育児一時金	国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。 また、一時的な経済的負担を軽減するため、医療機関等に直接出産育児一時金を支払う直接支払制度を推進します。	市民課		※出産育児一時金件数 26人 14,560,080円	○	今後も継続をしていく。 令和8年度以降、出産費用自己負担無償化が始まる予定なので、今後の動向に注視をしていく。	継続
	4		新生児聴覚検査の公費負担	すべての新生児が聴覚検査を受けられるよう、検査費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、先天性の聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達の影響を最小限に抑えます。	こども家庭センター		*新生児聴覚検査実施者数 260人 (新生児聴覚検査実施246人+新生児聴覚検査費助成金14件)	○	新生児の聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため検査費用の一部を助成し保護者の経済的負担の軽減を図っている。 引き続き、制度の周知に努めていく。	継続
	5		未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	こども家庭センター		*未熟児養育医療給付申請者数 11人	○	医療の給付により、必要な医療処置の実施や子どもの健康管理・発育の促進を図っている。 引き続き、適切な医療給付を行い保護者の経済的な負担の軽減に努めていく。	継続
	6		児童手当の支給	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、0歳から18歳までの児童を対象に手当を支給します。	子ども政策課		*3歳未満被用者:延児童数 7,600人、支出額 120,300,000円 *3歳未満非被用者: 延児童数 1,426人、支出額 23,070,000円 *3歳以上小学校修了前被用者: 延児童数 31,012人、支出額 354,840,000円 *3歳以上小学校修了前非被用者: 延児童数 6,966人、支出額 83,330,000円 *中学生・高校生等: 延児童数 20,591人、支出額 218,470,000円 *特例給付: 延児童数 2,135人、支出額 10,675,000円	○	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度を周知し、申請漏れのないように努めている。引き続き、制度の周知に努めていく。	継続
	7		乳幼児医療費助成	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、就学前の乳幼児を対象とした医療費助成を行います。	子ども政策課		*対象児童数 2,402人、延助成件数 43,404件、助成額 68,654,115円	○	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度を周知し、申請漏れのないように取り組んでいる。引き続き制度の周知に努めている。	継続
	8		義務教育就学児医療費助成	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学生及び中学生を対象とした医療費助成を行います。	子ども政策課		*対象児童数 3,517人、延助成件数 54,568件、助成額 113,880,965円	○	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度を周知し、申請漏れのないように取り組んでいる。引き続き制度の周知に努めている。	継続
	9		就学前の教育・保育施設利用料等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、利用者が実費負担することとなる費用について、施設類型に応じた負担軽減を図ります。また、多子世帯及び一定の所得以下の世帯に対しては、副食費の補足給付を行います。  保育を提供する施設(認可保育園、認定こども園(保育認定)等)…主食費を免除 教育を提供する施設(幼稚園、認定こども園(教育認定)等)…東京都の保護者負担軽減補助に市独自で上乗せ	子育て支援課		【園に対する主食費補助】 *対象施設:16施設 (認可保育園12園、認定こども園2園、認証保育所2園) ・補助額:11,244,310円  【実費徴収に係る補足給付事業費補助金】 *対象数: 延べ284人 ・補助額:1,136,146円	○	今後も継続して保護者の負担軽減に努めていく。	継続
	10		入学資金融資制度	高等学校等に入学する児童等の保護者を対象として、入学の際に要する資金の調達が困難な場合に、入学資金等の融資を市内の金融機関にあつせんし、その融資に対する利子等を全額補助します。	生涯学習総務課		※申込件数 12件 ※融資決定件数 3件 ※利子補給 28件	○	教育広報「はむらの教育」及び市公式サイトやメール配信サービスにより、制度に関する情報について周知した。また、市内中学校3年生の保護者向けに作成した情報パンフレットを学校の進路相談及び三者面談時に学級担任を通じて、保護者へ直接配布した。今後も制度の周知徹底に努めていく。	継続
	11		小中学生の就学援助	保護者の経済的負担の軽減を図るため、経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費や校外活動費など就学に必要な経費を交付します。	学校教育課		*小中学生の就学援助額 51,633,850円	○	引き続き、学校教育法の規定に基づき経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対する支援を行っていく。	継続
	12		学校行事等保護者負担軽減補助金等	保護者の経済的負担の軽減を図るため、移動教室、修学旅行や部活動等の学校行事に要する経費や教材費の一部を補助します。	学校教育課		*学校行事等保護者負担軽減補助金支給額 23,012,331円	○	保護者負担の軽減について、事業目的達成のため、継続的に取り組む。	継続

## 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標2 地域における子育て支援の充実

【施策の方向1】子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 【施策の方向2】子育て支援のネットワークの活用

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実	1	☆	利用者支援事業	子どもとその保護者を対象に、就学前の子どもの教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行い、適切な施設・事業等を選択できるよう支援します。 利用者支援事業のうち、「特定型」と「母子保健型」を組み合わせ、「子育て世代包括支援センター羽っぴー」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。	こども家庭センター		*妊娠・出産期から子育て期までの様々なニーズに対して、切れ目ない総合的相談支援を実施するため、妊娠・出産・子育て包括支援拠点として、子育て相談課内の母子保健・相談係と子ども家庭支援センター係の仕組みをもって「子育て世代包括支援センター」を運営した。 *総合相談件数 延べ4,440件 *支援プラン件数:323件(妊婦面接者323件、転入含) *1歳児教室 年間12回 158人	○	妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問等を通じて支援が必要な家庭を把握し、全ての妊産婦に支援プランを作成するなど、一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施していく。 1歳児教室については、参加申込みにLOGO フォームの利用を開始したほか、内容の見直しも図り、参加者が安心して参加できるような事業運営を継続していく。	継続
	2		子ども家庭支援センター事業	市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や早期対応を図るなど、積極的な取組みを行っています。 また、子育て支援サークルやボランティアの育成など、子どもが育つ環境の整備に努めます。	こども家庭センター		*延べ相談件数:15,532件…新規受理件数270件 *広報・公式サイト・メール配信・機関紙発行・子育て応援ガイドブック・子育てサークルガイド発行による情報提供 *子育て講座の実施 *子どもフェスティバルにおいて子ども家庭支援センターを設置し事業周知 *子育て支援機関等の関係機関と定期的な連絡会を実施(地域連絡部会・子育てひろば担当者連絡会)	○	こども家庭センター開設及びこども家庭支援係が移転したことの周知。 子育て相談機関とのネットワークを強化するとともに、相談対応については、対象家庭のアセスメントに基づいた支援や支援評価ができるよう、職員のスキルアップを図る。 子ども家庭支援センターや子育て支援の情報については効果的な発信、周知をしていく。	継続
	3	☆	地域子育て支援拠点事業	地域での子育て支援の拠点として、認可保育園2園(週5日開設、一般型)、児童館3館(週3日開設、連携型)において、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場のほか、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供を行うとともに、子育てに関する講座などを開催します。 また、市内3か所の児童館では、保護者の交流を図るため、月1回テーマに沿って情報交換を行う「おしゃべり場」を開催します。	こども家庭センター	子育て支援課	*年間を通じて、地域子育て支援センター2園で子育て講座の開催や子育て相談などのひろば事業を実施。 保護者同士が掲示板を通じて子育てに関する情報交換ができるよう市内児童館3館に、毎月「おしゃべり場掲示板」を設置。 また各児童館平日年間2回と東児童館にて休日1回、対面でのおしゃべり場も実施。 *ひろば事業 地域子育て支援センター(認可保育園2園) 延べ利用者数:2,655人 児童館3館 延べ相談数:363件 *おしゃべり場 参加者数 55家庭 65人	○	身近な相談場所としてのひろばを市民が活用できるよう効果的な周知を行い、育児スキルの向上を図ることができた。今後も親子や保護者同志の交流の場として充実を図る。	継続
	4		幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援	子育ての相談や情報提供、園庭開放による地域との交流など、地域の子育て家庭への支援を行います。	子育て支援課		各園で行っている子育て支援事業(園庭開放や子育て相談等)に加え、市内認可保育園6園にて東京都の補助事業を活用した地域の子育て支援事業を行い、支援体制の拡充を行った。	○	令和7年度も引き続き地域の子育て支援事業を継続する。また、事業以外でも幼稚園・保育園等が地域の子育て家庭の支援に取り組んでいくようサポートしていく。	継続
	5		仲間づくり	母親学級・両親学級や離乳食教室、おしゃべり場などを通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。	こども家庭センター		* プレママサロン(母親学級) 年6回 62人 * ひよこサロン(離乳食スタート教室)年12回 206人 * もぐもぐ教室(生後7か月以降の離乳食教室)年5回 111人	○	母親学級におけるオンラインを活用した交流の場を継続していくとともに、親子で安心して交流できる場の検討を行っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6	再	育児相談	身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター			*育児相談来所者 年12回 380人	○	子育てや子どもの成長発達についての疑問や心配ごとが解消できるよう、保護者の不安軽減に努めている。引き続き、多くの方に気軽に利用していただけるよう、事業周知に努めていく。	継続
	7		子育て応援ガイドブック	子育てに関する各種サービス情報等をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、子育て中の保護者などが有効活用できるよう、配布します。	こども家庭センター			令和5年度に3,500部発行し関係機関に配布。転入者や出産家庭に配布し、子育てサービスについて案内。表記内容の変更については正誤表を挟み最新情報を知らせるとともにデジタル版については随時更新を行った。また令和7年度号発行に向けて情報の更新を各課に依頼。	○	R7年度も官民協働手法による作成。出生や転入のタイミングで必要な子育て情報が周知できるよう配布を継続。(冊子および二次元コードカードで情報提供)市内金融機関等でも配布予定。関係機関への配布方法、デジタル版の周知活用方法について検討。	継続
	8		子育てサークルガイド	市内幼稚園、保育園等のサークル活動のほか、市民団体が乳幼児を対象に行っているサークル活動の内容を掲載したガイドブックを作成し、子育て中の保護者などが仲間づくり等に役立てられるよう、配布します。	こども家庭センター			*令和6~7年度版として、180部作成 市役所関係機関及び医療機関等に閲覧用冊子と二次元コードから情報を取得できるようなポスターを配布。他、転入受付時や児童館など子育て世代が集まる場に二次元コード記載のカードを配布し公式サイトからも閲覧できるように対応。	○	隔年発行のため、掲載情報の更新方法や配布、周知方法、二次元コードの活用について検討し、より情報取得しやすい冊子の発行に取り組んでいく。	継続
	9		民生・児童委員(主任児童委員含む)活動	地域に密着した福祉活動を行う民生・児童委員と連携して、子育てで悩んでいる方などに相談を受けられる関係機関を紹介するなどの情報提供を行います。	社会福祉課			*主任児童委員、子育て支援部会、児童福祉部会の民生・児童委員を中心に、子育て相談が受けられる関係機関を紹介。 *民生・児童委員、立川児童相談所、市内小中学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会を開催し、連携の充実を図った。	○	今後も市民の子育てに関する悩み等について、相談を受けられる関係機関等の情報を提供とともに、関係機関との連携を図っていく。	継続
	10		産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援	保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に就学前の子どもの教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるよう、情報提供や相談等の支援を行います。	子育て支援課			*窓口や電話での相談による支援の実施 *市公式サイトで情報提供の実施	○	市民に寄り添ったの状況に応じた支援に取り組むとともに、市公式サイトだけでなく市公式LINEを活用し、適切な情報提供に取り組んでいく。	継続
	11		1歳児講座	1歳を迎えた子どもと保護者を対象に、1歳児の特徴や卒乳・食事の話、遊び方についての紹介を行います。保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター			*1歳児講座 年12回 158人	○	参加申込みにLOGOフォームの利用を開始、また内容の見直しも図り、参加者が安心して参加できるような事業運営に努めていく。	継続
2. 子育て支援のネットワークの活用	1		子育て相談体制のネットワーク	子どもと家庭に関する相談窓口となる幼稚園、保育園等や、各関係部署、関係機関相互の連携をより一層強化するとともに、子ども家庭支援センターを中心としたネットワークを活用し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応します。また、関係機関を対象とした研修を開催するとともに、個別のケースに応じて、子ども家庭支援センターと関係機関による会議を適宜実施し、連携の必要なケースの情報の共有化を図ります。	こども家庭センター			*要保護児童対策地域協議会研修の開催(2回) *ヤングケアラーに関する研修会(2回) *保育・幼稚園係との連絡会(12回) *個別ケース検討会議の開催(37回) *関係機関との連絡会の実施 (母子カンファレンス、ひろば事業担当者との会議、地域連絡部会、指導主事・教育相談室との連絡会(4回))	○	定期的な連絡会、研修会や個別ケース検討会議の開催により、情報共有と連携強化が図れた。関係機関相互の理解を深め、効果的かつ効率的に連携を継続していく。	継続
	2	☆	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	地域で子育てを支援するため、会員同士が助け合い、保育施設への送迎など育児をサポートするファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。現在、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。	こども家庭センター			*会員数 利用会員:144人、協力会員:58人、両方会員:5人 *延利用回数:563回 *会員向け研修会:3回 *会員募集等:広報はむら・公式サイトで実施	○	個別の状況に応じた支援が実施できているが、地域で子育てを支えあう支援ができるよう、提供会員の質の向上に向けた研修の案内、また地域へのサービスの周知を図っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3		子育てボランティアの活動支援	子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を高めるため、保育士や保健師などの有資格者や地域で子育て経験を持つ人材を募り、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てボランティアの育成及び活動を広めています。	こども家庭センター		*子育て支援事業および事業に付随する事務事業を実施した 児童館での事業:34人 母子保健に関する事業:10人 その他事務事業:15人	○	ボランティアの高齢化、会員数の減少が大きな課題となっているため、会員数の増加を目指すため新たな活動の場の開拓を目指す。	継続
	4		小地域ネットワーク活動の支援	地域で子育てや子どもの交流を支援し、声かけや見守りができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場など、社会福祉協議会が主体となって進める「小地域ネットワーク活動」を支援します。	社会福祉課		*小地域ネットワーク活動推進事業を実施する羽村市社会福祉協議会に助成金を交付	○	今後も身近な地域で市民が交流できるよう、羽村市社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動の支援を継続していく。	継続

## 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

### 基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

【施策の方向1】就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実

【施策の方向2】多様なニーズに対応した保育サービスの実施

【施策の方向3】乳幼児期から就学期への移行支援

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実	1	☆	就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保	就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。	子育て支援課		*令和6年度定員:1,300人 (認可保育園・認定こども園・家庭的保育事業) (内訳) 0歳:116人、1歳:200人、2歳:241人、3~5歳:743人	○	将来的な保育需要を見定め、適正な教育・保育の提供体制を確保していく。	継続
	2		評価による質改善	幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。	子育て支援課		*第三者評価、利用者調査の実施 令和6年度実施:認可保育園3園	○	各保育園等の評価結果を公表することにより、保護者が施設を選択する際の目安とともに、評価や調査の結果を活かし、保育サービスの質の確保・向上を図るよう必要に応じて指導を行い、第三者評価の受審を促していく。	継続
	3		教育・保育の一体的提供	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	子育て支援課		*各園に対する情報提供、相談対応の実施 *新制度幼稚園1園の幼稚園型認定こども園移行支援を行った *従来型幼稚園1園の幼保連携型認定こども園への移行を支援していたが、基準の適合が難しく再検討となった	○	認定こども園に関する情報提供を行い、各園の意向の把握、相談等に適切に対応していく。	継続
	4		教育・保育施設への指導検査	特定教育・保育施設に対し、適正な運営及びサービスの質の確保を図ることを目的に指導検査を行います。	社会福祉課	子育て支援課	*認可保育所への指導検査の実施 ・市が実施する指導検査 1園 ・東京都が実施する指導検査 1園	○	引き続き、東京都が実施する指導検査(合同検査)や市が実施する指導検査を通じ、サービスの質の維持・向上を図っていく。	継続
	5		保育の質の向上のための支援	保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減を図ることにより、保育環境の充実、保育・幼児教育の質の更なる向上を図ります。	子育て支援課		*保育従事者宿舎借り上げ支援事業の実施 (11園)	○	引き続き、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、保育の質の向上に向けた支援に取り組んでいく。	継続
	6		地域型保育事業との連携支援	地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が支援します。	子育て支援課		*地域型保育事業者に対する補助、連携施設となる認可保育園との委託契約の実施 (家庭的保育事業:2人、連携施設:2園)	○	今後も地域型保育事業者が安定的、継続的な事業運営を行うことができるよう、適切に対応していく。	継続
	7		教育・保育施設の災害発生時における対応方法の取り決め	地震、台風、大雪等の災害発生時における休園の基準、事業継続のための相互応援体制など、事業者と市が連携・協力して対応方法を取り決めます。	子育て支援課	防災安全課	*風水害等発生時の臨時休園等の実施基準の運用 *利用者に対する周知	○	今後も状況に応じて基準の改訂を検討しつつ、相互応援体制の確立に取り組んでいく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
2. 多様なニーズに対応した保育サービスの実施	1			統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通じ、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課、こども家庭センター	*各園からの要請に応じ、関係機関からの助言による適切な保育の実施 *保育施設による医療的ケア児受入れガイドラインに基づく医療的ケア児の受け入れの実施 *令和7年度入所希望児童について、受入れ先施設や各支援機関との情報共有に基づく受入れ体制の確立 *体制整備事業による職員体制の充実 *医療的ケア児ガイドラインの改訂	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援や施設間での受入方法の情報共有等を行い、保育サービスの充実を図る。 また、庁内の関係部署で情報交換、連携により、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続
	2			家庭的保育事業	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。	子育て支援課		*家庭的保育者の運営支援、認可保育園との連携支援 ・家庭的保育者:2人 ・延用利用者数:43人	○	家庭的保育事業の安定的、継続的な事業運営を支援していく。	継続
	3			認証保育所事業	多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。	子育て支援課		*認証保育所への運営費等の補助金の交付	○	多様化する保育ニーズに対応するため、認証保育所事業を支援していく。	継続
	4	☆		時間外保育事業(延長保育事業)	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園1園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。	子育て支援課		*時間外保育実施施設に対する補助金の交付 ・1時間延長施設数:10施設 ・2時間延長施設数:3施設 ・週平均利用者数:98人	○	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立支援を図るため、各施設の事業を支援していく。	継続
	5	☆		子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)	保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、乳児院・児童養護施設に委託して実施しています。	こども家庭センター		*利用実人数:31人 *利用延人数(延日数):63人(日) うち減免措置回数:27回(日) *利用世帯数:13世帯	○	一時的な家庭養育が困難な家庭の育児負担軽減を図った。 発達課題のある児童や学齢期の児童の受け入れについては課題があり、4市2町での協議会で検討を行っていく。	継続
	6	☆		一時預かり事業	保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急または一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで一時預かり保育事業を実施しています。幼稚園では、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて、希望者を対象に預かる保育事業を実施しています。	子育て支援課		*実施施設数:認可保育園4園、認定こども園2園、認証保育所1園 ・延用利用者数:1,423人	○	保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
	7	☆		病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子どもが病気中または病気の回復期にあって、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。 現在、病気の回復期にある子どもの保育(病後児保育)は、市内認可保育園1園で、病気中の子どもの保育(病児保育)は、医療機関併設の専用スペース1か所で実施しています。	子育て支援課		*病児保育事業の実施 小児科併設施設1施設 ・病児保育延用利用者数:169人 *病後児保育事業の実施 認可保育園1園 ・病後児保育延用利用者数:84人	○	保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
	8			休日保育事業	認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	子育て支援課		*休日保育の実施 認可保育園1園 ・延用利用者数:153人	○	休日に保育が必要な家庭のニーズに対応し、保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
	9			年末保育事業	12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	子育て支援課		*年末保育の実施 認可保育園3園、認証保育所1園 ・利用者数:11人	○	年末に保育が必要な家庭のニーズに対応し、保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
	10			定期利用保育事業	パートタイム勤務、短時間労働など、保護者のさまざまな就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。	子育て支援課		*定期利用保育事業の実施 認可保育園4園、認定こども園2園、認証保育所1園 ・延用利用者数:1,800人	○	多様な保育需要に対応したサービスを提供することで、子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
3. 乳幼児期から就学期への移行支援	1			幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切にした、切れ目がない発達支援体制を目指します。	こども家庭センター		*市内幼稚園・保育園等巡回相談事業の実施 ・施設数:24ヶ所(うち2か所市外園) ・合計訪問件数:64件 ・延相談件数:145件	○	臨床心理士等の専門職が保育従事者への助言指導を幼稚園・保育園等に対し行うとともに、子ども家庭部内における母子保健・発達支援部門と、保育・幼稚園担当、連携アドバイザー等との連携を強化していく。	継続
	2			発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方などについて、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	こども家庭センター	障害福祉課、健康課、子育て支援課、学校教育課、教育支援課、教育相談室	明治安田こころの健康財団との共催により、YouTube「羽村市公式動画チャンネル」において、令和6年10月から毎月、子育てに関するさまざまなテーマでオンライン研修動画を配信した。	○	発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、オンラインや配信サービスなどによる啓発の機会を検討し実施していく。	継続
	3			幼稚園・保育園・小学校連携推進協議会の運営	幼稚園・保育園と小学校の円滑な接続のため、連携推進懇談会による子どもたちを取り巻く現状把握、情報交換を行うとともに、相互の交流機会の促進を図るなど、つながりを意識した取組みを行います。	子育て支援課	こども家庭センター、学校教育課、教育支援課	令和6年度より、教育支援課の所管する特別支援教育連絡協議会と統合し、幼・保・小連携推進協議会を設置した。幼稚園・保育園・小学校の教育・保育士等が参加し、年長児から小学校1年生の架け橋期を中心テーマに情報共有・意見交換などを行った。 ○会議【全3回】 4月22日(月)、10月22日(火)、2月25日(火) ○小学校訪問【市内全校対象】 5月に実施	○	実際に教育・保育の現場にあたる職員を中心に意見交換・相互訪問を行い、職員間の顔の見える関係性を構築し、子供たち一人一人の多様性に配慮した、学びや生活の基盤整備に継続して取り組んでいく。小学校、幼稚園・保育園、特別支援学校などへの訪問を行い相互理解を深めていく。	継続

## 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標4 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実

【施策の方向1】子育て力の向上

【施策の方向2】子どもたちの生きる力の育成

【施策の方向3】放課後の居場所づくり

【施策の方向4】子どもの健全育成

★:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子育て力の向上	1		ブックスタート事業・読書活動	乳児健康診査時を「乳児が初めて絵本と出会う機会の場」と位置付け絵本を配布します。また、BCG接種時に、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう保護者向けに絵本の読み聞かせ指導、図書館の利用方法、絵本の紹介などをを行い、読書活動の啓発を図ります。 なお、児童館におけるひろば事業などの機会にも、絵本に関する情報提供・周知を図っていきます。	図書館	こども家庭センター	*乳児へ絵本を配布 292冊(子育て相談課事業) *保健センターでのBCG接種時に実施 ・年間参加者数:234組(12回実施) ・保護者に対し、幼少期からの読み聞かせについて説明 ・司書による読み聞かせのデモンストレーション実施 ・「家読」「宅配サービス」の説明	○	本への興味や関わりのきっかけ作りは幼少期が重要であるため、引き続き、保健センターでのBCG接種の機会を活用して、本の読み聞かせを通じた親子の触れ合いを深められるよう、保護者に対して絵本の読み聞かせ指導、絵本の紹介、図書館の活用方法などを紹介し、読書活動の啓発を図る。	継続
	2		育児サポート事業	育児に不安を感じている乳児期の子どもの母親を対象に、育児や子どもとの関わり方・遊び方の紹介など、母親同士の話し合いによるグループ活動を実施します。 また、参加者同士の交流の場や仲間づくりの場として活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター		*育児サポート事業 年12回 延べ68組(138人)	○	これまで、通年開催とし、随時参加者が出入りする状況であったため、参加者同士の仲間づくりの場として活用できるよう、参加者を固定制にして3クール実施していく。	継続
	3		乳幼児健康診査、育児相談における情報提供	各種乳幼児健康診査や育児相談を通して、乳幼児期の子どもの成長にかかる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する情報提供に努めます。	こども家庭センター		*3~4か月児健診において、健診や予防接種の受け方、事故予防等について個別説明を実施 *離乳食の進め方や子どもとの関わり方について集団指導を実施 *1歳6か月児健診及び3歳児健診において、子どもの生活リズムや育児、保護者の健康づくりに関するリーフレットを配布 *適切な食事内容や歯のブラッシング方法について集団指導を実施	○	乳幼児健診や育児相談の際に、子どもの健康や育児に関するリーフレットの提供や集団指導を行っている。 引き続き、子育て中の保護者に理解しやすいリーフレットの選定や情報提供について検討し、適切な周知に努めていく。	継続
	4		家庭教育セミナー	家庭や地域の教育力の向上を図るため、各小中学校のPTAとの共催による家庭教育セミナーを開催します。	生涯学習推進課		*実施日時 令和7年2月15日(土) 午前10時00分～正午 ・会場 生涯学習センターゆとろぎ講座室1 ・テーマ 親子で学ぼう！家庭での防災・安全対策 ・講師 国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 課長補佐 宮下妙香 氏 係長 工藤一彦 氏 国土交通省 京浜河川事務所 防災情報課 係長 伊藤政美 氏 羽村市 総務部 防災安全課 課長 水迫義和 氏 ・参加者 20人	○	セミナーの参加者の満足度は高かったが、募集人数に対して参加が少なかった。 羽村市小中学校PTA連合会研修部、内容や実施方法等を見直していく。	継続
	5		地域教育シンポジウム	子どもと大人の率直な意見交換の機会を通じて、地域ぐるみで子どもを育していくため、教育委員会と青少年対策地区委員会や青少年育成委員会、小中学校PTA、小中学校副校長会等による実行委員会が共催して地域教育シンポジウムを開催します。	生涯学習総務課	子育て支援課		廃	地域教育シンポジウムは、令和3年度の実行委員会の意見等を踏まえ、その内容・役割を「家庭教育セミナー」へ統合して実施することとした。	廃止
	6		親の子育て力の向上	子育て中の保護者に対し、子育てに関するスキルを養ったり、仲間づくりを通じて、親の子育て力の向上を図るために、親教育支援プログラムの講座を市内保育園と連携して開催し、地域の子育て力向上に取組みます。	こども家庭センター		*市内保育事業者主催による講座を開催 2事業者 各1回実施	○	市内保育事業者が継続して事業を実施しているが、SNS等を活用し情報発信がで来ているため、市の後方支援は廃止を検討する。	廃止
	7		育児体験事業等への支援	中学生や高校生等が幼稚園や保育園等における育児体験をする際に、実施場所の提供等の支援を行います。	子育て支援課		*認可保育園12園、認定こども園2園、幼稚園5園、認証保育所2園で、中高生合計267人の受け入れを実施	○	中・高生にとって、実際の育児現場に触れる良い機会であるので、今後も受け入れ支援を継続していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
2.子どもたちの生きる力の育成	8		幼稚園・保育園等に対する情報提供	幼稚園・保育園等に対し、家庭における適切な親子関係の構築、しつけや教育など関係機関が行う研修会等の情報提供を行います。	子育て支援課		*東京都や各種団体が実施する研修会等についての情報提供の実施	○	引き続き、情報提供を行っていく。	継続
	9	再	1歳児講座	1歳を迎えた子どもと保護者を対象に、1歳児の特徴や卒乳・食事の話、遊び方についての紹介を行います。 保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	こども家庭センター		*1歳児講座 年12回 158人	○	参加申込みにLOGOフォームの利用を開始。 また、内容の見直しも図り、参加者が安心して参加できるような事業運営に努めていく。	継続
2.子どもたちの生きる力の育成	1		中学校区ごとの特色ある教育活動の充実	小・連携と小・中の滑らかな接続を図るため、中学校教員による小学校の授業への乗り入れ授業、小学校同士の合同授業や宿泊行事等の合同開催、家庭学習の共通した取組みなど、中学校区に応じた連携の工夫と充実を図ります。また、小・中学校教員の交流や情報交換などの合同研修会を充実します。	学校教育課		中学校教員による小学校への乗り入れ授業等を実施とともに、「生きる力」の基礎となる学びの保障と児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実するため、義務教育9年間の教科等のカリキュラムを、小・中学校の教員がともに研究・開発した。	○	中学校教員による小学校への乗り入れ授業等を継続とともに、小・中学校の教員がともに研究・開発したカリキュラムの活用等を進め、「生きる力」の基礎となる学びの保障と児童・生徒の可能性を引き出す指導の充実を図る。	継続
	2		人間学(キャリア教育)の充実	キャリア教育を基盤にした縦断的・横断的学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方について主体的に取り組み、実践しようとする態度を育てることを目標に、職場体験学習などに取り組みます。	学校教育課		*市内全中学校2年生が、市内事業所の協力のもと職場体験学習を実施	○	職場体験事業は、市内事業所の協力が必要不可欠なため、地域学校協働本部地域コーディネーター、活動推進員と連携を図り、今後も事業所の理解と協力を得ながら、事業の推進を図っていく。	継続
	3		英語教育の充実	令和2年度の学習指導要領改訂に伴い小学校5、6年生では英語が教科化され、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」が加わり今後、成績評価を行うことになります。 市では、小学校英語教科化に向けた先行的な取組みを推進するとともに、羽村市の特色ある教育活動として、小学校1年生からのALT(外国語指導助手)の活用等を図ります。	学校教育課		*小学校1年生から外国語指導助手(ALT)を派遣し、異文化に触れる等の体験的な学習や担当教諭とALTのチーム・ティーチングによる英会話を中心とした授業を実施	○	羽村市の特徴的な教育施策である「小学校1年生からの英語教育の推進」については、引き続き、外国語指導助手(ALT)、ALTコーディネーター、外国語活動アドバイザーといった専門的な人材を活用しながら、継続して推進を図っていく。	継続
	4		音楽教育の充実	豊かな感性や情操を育み、生涯を通じて音楽に触れあうことを推進するため、小・中学校全校での金管バンド、プラスバンドなどの音楽活動のほか、オーケストラ鑑賞教室や小中学生音楽フェスティバルなどを実施します。	学校教育課		*小・中学校全校に、金管バンド、吹奏楽等の部活動及び課外活動への支援のための専門的知識や経験を有する外部指導員を配置 小学校16人、中学校20人(延べ人数) *小学校5年生を対象としたオーケストラ鑑賞教室の実施	○	金管バンド、吹奏楽などの音楽活動の推進を図り、豊かな感性や情操を育むよう取り組んでいく。また、児童・生徒が音楽に触れることができるよう、オーケストラ鑑賞教室を開催し、音楽教育の充実に努めていく。	継続
	5		特色ある学校づくりの充実	子どもや地域の特性を生かした教育活動を展開するための「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化を図ります。	学校教育課		*特色ある学校づくり交付金の活用による教育活動の充実と活性化	○	各小・中学校の子どもや地域の特性などを踏まえ、独自性・創造性を發揮していくことができるよう、「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化に継続して取り組んでいく。	継続
	6		多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、教育相談室	*通常の学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施 *特別支援教室の継続入室に係る発達検査を実施	○	特別支援教室の指導期間が1年間(「原則の指導期間」とされたことに伴い、継続して入室が必要となる児童・生徒を対象に発達検査を引き続き実施していく。 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、教員の専門性向上のため、職層・経験年数等の階層別に内容を充実した研修を実施していく。 特別支援教育支援員等の配置による支援体制を継続していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7		多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子供の支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応ができない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	こども家庭センター、教育支援課	*主に家庭に起因する問題を抱えた児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーによる当該児童・生徒の環境への働きかけや関係機関とのネットワーク構築等を行い、問題解決に向けた支援を実施 *登校しづらりや生活指導上の課題を抱える児童・生徒の学校生活の安定、問題行動の未然防止のため、家庭と子供の支援員による支援の実施(10校合計17人配置) *支援が必要な家庭に対する関係機関との相互連携	○	児童・生徒が抱える問題の複雑多様化に対し、きめ細やかに対応していくには、スクールソーシャルワーカーの専門性向上が必要となる。 家庭と子供の支援員をより積極的に活用していくために、学校における人材確保と周知促進を図つていく。 支援が必要な家庭に対する関係機関との相互連携を緊密に図っていく。	継続
3. 放課後の居場所づくり	1 ☆		学童クラブ事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに、放課後等の適切な遊びの場及び生活の場を提供していきます。 また、事業の更なる充実を図るために、利用対象学年の拡充や開所時間の延長、学校施設の活用、民間活力の導入などについて検討していくとともに学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民の理解が進むよう周知していきます。	子育て支援課		*通常通り学童クラブを開所し、共働き家庭の支援と児童の居場所づくりを実施。 *学童クラブ入所申請手続きの電子化の実施(Logoフォーム、RPA、AI-OCRの活用) *学童クラブの育成支援及び、学校や幼稚園・保育園との連携を強化するため、学校管理職経験者である連携アドバイザーを任用。また小学校7校の学校訪問を実施。 *全学童クラブ支援員・補助員を対象とした研修会の実施 ①7月5日「放課後の子どもたちとの向き合い方を考える」 ②2月19日「発達が気になる子への対応～子どもへの対応・保護者対応～」 ③学童クラブ支援員等資質向上研修の実施 「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた必要な知識及び技能の習得並びに事例を共有するための研修を複数回行うことにより、学童クラブ支援員の資質の向上を図る。(全4回実施) ④ティーチャートレーニングの実施 子育て相談課の発達相談員が講師となり、業務を遂行する上で必要となる知識・技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を習得する。(全4回実施) *支援を必要とする児童への対応として、臨床心理士等が巡回し、児童育成に関するアドバイスを実施。 *令和7年4月から富士見学童クラブへ民間委託を導入	○	国の「新・放課後子ども総合プラン」は令和6年3月末で終了し、「放課後児童対策パッケージ」が国より発出され、引き続き計画的に放課後児童対策を推進することが自治体に求められており、さらに、児童の放課後の安全・安心な居場所を提供することが必要とされている。学校施設の積極的な活用や放課後子ども教室との連携、多様な居場所づくりの推進など、他部署との連携を図りながら、小学校高学年も含めた放課後児童対策を推進していくことが重要となる。また、学童クラブに従事する支援員・補助員の人員不足は深刻であり、人材確保及び支援員資格取得への推進を図りながら、民間委託による学童クラブを増やしていくかどうかも含めて、今後の方向性について検討していく。 また、学童クラブ支援員・補助員に対する研修の充実や、学童クラブ間の情報共有・意見交換による交流の促進を図ること、また、連携アドバイザーを活用し学童クラブ運営の支援に取り組むこととしており、全学童クラブにおける児童育成の充実に取り組んでいく。	見直し
	2		放課後子ども教室「はむらっ子広場」	小学校の校庭や空き教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等を行う場を小学校全校で実施していきます。 また、開所日数の拡大及び学童クラブと一緒にした運営についても検討していきます。	生涯学習推進課		【開所日数】 羽村東小学校: 72日、羽村西小学校: 78日、 富士見小学校: 74日、栄小学校: 65日、 松林小学校: 75日、小作台小学校: 66日、 武蔵野小学校: 65日 【児童延べ参加人数】 19,856人(市内7校合計)	○	指導員の確保・継続任用が課題。 学校施設の状況等を総合的に勘案し、改質日数を含めて、今後の在り方を検討していく。	継続
	3		児童館事業	子どもの安全で安心な遊びの場として、また、子育て支援の拠点として児童館で実施する各種事業の充実を図るとともに、館の運営にあたり、民間活力の導入について検討します。	子育て支援課		・児童館事業(年齢に応じたあそび、プラネタリウム、工作等)の実施。 ・利用者人数70,200人(昨年度比7,200人増)	○	引き続き地域における子どもの安全な遊び場と子育て支援の拠点としての機能の充実を図るとともに、中高生の居場所としての児童館の活用を検討していく。	継続
	4		放課後等デイサービス事業	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。	障害福祉課		*放課後等デイサービスの利用支援 ・実利用者数: 183人 ・延利用者数: 2,548人	○	事業者との連絡会等により連携強化やサービスの質の向上を図る。また、重症心身障害児向けのサービス事業者の参入を促していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
4. 子どもの健全育成	1			体験学習・社会参加活動	広い視野と社会性を持った子どもを育成するため、子ども体験塾や社会参加実践活動等スポーツ・職業体験等を実施します。	子ども政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>*大島・子ども体験塾の実施 【実施日】 ・令和6年7月14日:事前活動 ・令和6年8月8日～8月11日(日):現地活動 ・令和6年8月25日:事後活動</li> <li>【参加者】 ・羽村市 21人 ・あきる野市 21人</li> <li>*夢チャレンジセミナーの実施 【日時・場所】 令和7年2月9日 午後1時30分～3時 生涯学習センターゆとろぎセミナーホール 【講師】 KABA.ちゃん氏(タレント/振付師) 【参加者】 20名と保護者</li> </ul>	○	各種事業の実施方法等を検討し、子どもたちの心身の健やかな成長を育んでいく取り組んでいく。	継続
	2			少年少女球技大会	心身ともに健やかな子どもたちを育て、地域における異年齢集団の活動を促進することを目的に、青少年対策地区連絡協議会と連携し、ソフトボール及びキックボールによる少年少女球技大会を実施します。	子育て支援課		<ul style="list-style-type: none"> <li>【令和5年度より廃止】 球技大会が実施可能な地区については、単独での地区大会を開催するか、地区間で調整を行い、合同で地区大会を開催することとし、連絡協議会は、地区間同士の大会の調整及び場の提供を行うなど、運営面でのサポートに取り組んだため、全体としての少年少女球技大会は実施しないこととなった。</li> </ul>	廃		廃止
	3			青少年犯罪の防止	子どもの健全育成や非行の未然防止を図るために、地域における育成活動や有害図書の追放、市内パトロールなどの環境浄化活動などに取り組んでいる青少年育成委員会活動を推進します。	子ども政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>*市内パトロールの実施 ・令和6年12月4日 不健全図書パトロール ・令和6年12月19日 年末防犯・交通安全・火災予防パトロール ・定期パトロール(班ごとに実施)</li> </ul>	○	地域で青少年の健全育成活動を担う団体への支援を継続していく。	継続
	4			「青少年健全育成の日」事業	関係機関や地域団体の協力を得ながら、地域における子どもの健全育成を促進するため、「青少年健全育成の日」事業の充実を図ります。	子ども政策課	生涯学習センターゆとろぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>*青少年健全育成の集い ポスタークイズ大会入賞者、青少年健全育成功労者、模範青少年等の表彰式の実施 【実施日】 令和6年11月9日 【表彰者】 ポスタークイズ大会入賞者 最優秀賞1人・優秀賞10人、青少年健全育成功労者5人・模範青少年3人 *子どもフェスティバル 子どもたちが企画・運営する模擬店の出店等 【実施日】 令和6年11月9日～11月10日 【参加者】 11月9日 2,304人 11月10日 1,397人</li> </ul>	○	「青少年健全育成の集い」及び「子どもフェスティバル」を開催し、引き続き青少年の健全育成を推進していく。	継続
	5			青少年対策地区委員会等への活動支援	子どもたちが豊かな人間性を身につけながら健に成長できるよう、町内会・自治会育成部や青少年対策地区委員会等の活動を支援します。	子ども政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>*青少年対策地区委員会や青少年育成委員会などの、地域の青少年団体に対し、地域における青少年の健全育成活動支援の実施 ・地区委員会補助金2,456,808円 ・育成委員会助成金 32,000円</li> </ul>	○	今後も引き続き、地域で青少年の健全育成活動を担う団体への支援に取り組んでいく。	継続
	6			青少年問題協議会	子どもの健全育成や子ども・若者が抱える問題等について、各種青少年関係機関・団体と連携を強化し、情報や問題意識の共有化を図ります。	子ども政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>*青少年問題協議会の開催(年2回) 10月22日・2月21日 羽村市における青少年の現状等について情報交換を実施</li> </ul>	○	各青少年関係機関・団体との連携を強化し、青少年に関する現状や問題意識の共有を図り、青少年問題協議会として対策を検討していく。	継続
	7			子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子ども政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>*市役所窓口でのひきこもり相談受付(随時) 相談者 2件</li> <li>*ひきこもり講演会 12月17日 講師:藤原健太さん(東京都ひきこもりサポートネット統括責任者) 参加者12人</li> <li>*ひきこもり相談会 2月10日 参加者2人</li> </ul>	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続

## 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

【施策の方向1】子どもの権利の尊重 【施策の方向2】ひとり親家庭の自立支援の推進 【施策の方向3】子どもの発達支援体制の充実

【施策の方向4】障害のある子どもへの支援の充実 【施策の方向5】社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実

★:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1.子どもの権利の尊重	1		児童虐待防止への意識啓発	児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待対応マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。	こども家庭センター		*11月の児童虐待防止推進月間に市内公共施設、医療機関等にポスターを掲示。 *11月に児童虐待防止講演会を開催。 *11月、1月にヤングケアラー支援に関する研修会を開催 *11月1日号の広報で児童虐待防止推進月間にについて掲載	○	児童虐待問題への意識啓発については、継続して市民や関係機関に効果的な普及啓発を図っていく。	継続
	2		児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援を図るため、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。	こども家庭センター		*要保護児童対策地域協議会研修の開催(2回) *ヤングケアラーに関する研修会(2回) *保育・幼稚園園との連絡会(12回) *個別ケース検討会議の開催(37回) *関係機関との連絡会の実施 (母子カンファレンス、ひろば事業担当者との会議、地域連絡部会、指導主事・教育相談室との連絡会(4回))	○	定期的な連絡会、研修会や個別ケース検討会議の開催により、情報共有と連携強化が図れた。関係機関相互の理解を深め、効果的かつ効率的に連携を継続していく。	継続
	3	再	乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。	こども家庭センター		*3～4か月児健診 年12回 279人 *6～7か月児健診 250人 *9～10か月児健診 267人 *1歳6か月健診 年12回 289人 *3歳児健診 年12回 321人	○	乳幼児期の健診を定期的に実施し、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図っている。特に、支援の必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において地区担当保健師が面接を行い、継続した支援を行っていく。	継続
	4		訪問事業等による養育支援家庭の把握	乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることにより、児童虐待の発生予防に努めます。	こども家庭センター		*養育支援家庭の把握:292件 (乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導時に確認)	○	乳児の発育・発達や産婦の心身の状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業に繋ぐなど早期発見・早期対応を図っている。引き続き、感染予防に留意しながら、訪問率の向上と必要に応じた適切な支援の提供に努め、児童虐待の未然防止に努めていく。	継続
	5	☆再	養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	こども家庭センター		*専門的相談支援 116家庭・208ケース・332回  *育児・家事援助(ヘルパー派遣) 14家庭・129回・235時間	○	母子保健・相談係と必要時連携し、対象者のニーズやリスクをアセスメントし、支援家庭への支援方針をベースに事業の計画・実施・評価を行っていく。 育児・家事支援についてはヘルパー派遣事業所に委託しているが、今後も連携をとりながら、支援の充実を図っていく。	継続
	6		子育て相談	子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。	こども家庭センター	教育支援課	*関係機関と連携した相談事業の実施	○	今後も関係機関と連絡調整を図り、効果的な相談事業を実施していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7	再	多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共にし、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子供の支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校など問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	こども家庭センター、教育支援課		*主に家庭に起因する問題を抱えた児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーによる当該児童・生徒の環境への働きかけや関係機関とのネットワーク構築等を行い、問題解決に向けた支援を実施 *登校しづらいや生活指導上の課題を抱える児童・生徒の学校生活の安定、問題行動の未然防止のため、家庭と子供の支援員による支援の実施(10校合計17人配置) *支援が必要な家庭に対する関係機関との相互連携	○	児童・生徒が抱える問題の複雑多様化に対し、きめ細やかに対応していくには、スクールソーシャルワーカーの専門性向上が必要となる。 家庭と子供の支援員をより積極的に活用していくために、学校における人材確保と周知促進を図っていく。 支援が必要な家庭に対する関係機関との相互連携を緊密に図っていく。	継続
	8	再	子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子ども政策課			*市役所窓口でのひきこもり相談受付(随時) 相談者 2件 *ひきこもり講演会 12月17日 講師:藤原健太さん(東京都ひきこもりサポートネット統括責任者) 参加者12人 *ひきこもり相談会 2月10日 参加者2人	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続
	9		子どもの学習支援事業	経済的な事情で学習の機会に恵まれない中学生に対する学習支援や学習の場の提供を行います。 支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、学力及び学習意欲の向上と学習習慣の定着を図ります。	社会福祉課			*中学生を対象とした学習支援の実施 毎週水曜日午後5時30分～2時間程度 ・参加人数 16人	○	引き続き、経済的な事情により、学習の機会が少ない中学生に対する支援に取り組んでいく。	継続
2.ひとり親家庭の自立支援の推進	1		ひとり親家庭への情報の提供	ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。	子ども政策課			「ひとり親福祉のしおり」の配布	○	「ひとり親福祉のしおり」を窓口で配布。 相談時に活用し制度の周知に努めた。今後も積極的に活用し、制度の周知を図る。	継続
	2		母子・父子自立支援員、婦人相談員活動	ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。	子ども政策課			母子・父子自立支援員による生活や離婚、子ども、経済的支援などの総合相談の実施。 相談実績:延べ1,980件	○	ひとり親家庭が抱える問題や悩み事について、関係機関と連携を図り、今後も相談者のニーズに合わせ、制度の情報提供や相談支援、対応を行っていく。	継続
	3		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施します。	子ども政策課			・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信などによる制度周知。 ・児童扶養手当現況届通知発送時にチラシ同封 プログラム策定数 9人	○	職業安定所と連携し、きめ細やかな就業支援を行った。現在はSNSの普及により職業安定所を介さずに就職先を探すことが容易になったが、今後も連携を強化し就業支援を通してひとり親の自立促進を図る。	継続
	4		ひとり親家庭の就業等を支援する事業	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業、及び教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	子ども政策課			・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信などによる制度周知。 ・給付金支給による、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援 高等職業訓練促進給付金 5人 高等職業訓練終了支援給付金 1人 自立支援教育訓練給付金 1人	○	給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業支援を図った。今後も制度の周知に努め安定した就業支援を図る	継続

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	5		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	義務教育終了前の子どものいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。	子ども政策課		・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信などによる制度周知。 ・ひとり親家庭の相談や子ども家庭支援センター内の相談内容により、援護を必要とするひとり親世帯の利用促進 申請者1人 利用実績なし	○	ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定を図った。 今後も援護を必要とするひとり親家庭に対し、制度の周知や利用促進を図っていく。	継続
	6		ひとり親家庭休養ホーム事業及びレクリエーション事業	指定施設の利用料を助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。	子育て相談課		【令和3年度末で廃止】 *羽村市自然休暇村の宿泊費の一部を助成する休養ホーム事業は、自然休暇村の閉館に伴い、令和3年度末で事業廃止。 *市内レクリエーション施設の利用回数券の一部助成制度は、新型コロナウイルスの影響もあり、利用実績の減少が止まらず、令和2年度末で事業を廃止	廃		廃止
	7		母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	子ども政策課		・養育困難やDV被害、居所なしにより援護が必要な世帯に対し施設入所による措置。 入所世帯 1世帯	○	施設に入所、保護することで、子どもと母親がともに生活でき、様々な自立のための支援を図れた。 入所期間中は多機関との連携を密に図る必要性があるが、入所者に寄り添い、退所に向けた自立支援と生活支援に務める。	継続
	8		母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	子ども政策課		・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信などによる制度周知。 ・母子・父子自立支援員による相談を通じて資金貸付制度の情報提供を積極的に行い、必要な貸し付けを実施。 ・母子・父子福祉資金 新規貸付件数 4件 継続貸付件数 8件 ・女性貸付件数 新規・継続とも実績なし	○	経済的に自立し、安定した生活を送るために福祉資金を活用しひとり親家庭や女性福祉の増進を図った。 今後も貸付制度の周知を図り、ひとり親家庭や女性の経済的自立の促進を図る。	継続
	9		児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	子ども政策課		【児童扶養手当】 法令に基づき、ひとり親家庭またはそれに準ずる世帯のうち、基準に適合する世帯に支給した。 【児童育成手当(育成手当)】 ひとり親家庭またはそれに準ずる世帯のうち、基準に適合する方に支給した。	○	ひとり親家庭への経済的支援を行うことで、生活の安定と自立を支援した。今後も適正な支給に努めていく。	継続
	10		ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	子ども政策課		世帯数 487世帯、対象者数 801人 助成件数 9,654件、助成額 21,824,693円	○	各課と連携し制度の周知に努め、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後もひとり親家庭の支援に努めていく。	継続
3. 子どもの発達支援体制の充実	1		健康診査等	発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。	こども家庭センター	子育て支援課、学校教育課	*妊婦健康診査受診者数 延べ3,392件 *3~4か月児健診 年12回 279人 *6~7か月児健診 250人 *9~10か月児健診 267人 *1歳6か月健診 年12回 289人 *3歳児健診 年12回 321人	○	引き続き、妊娠中から乳幼児期、学童期における節目の健診を実施し、発育・発達障害や疾病の早期発見・早期治療に努めていく	継続
	2		早期療育に結びつけるための関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。 また、保護者が安心して相談できる環境を整え、関連部署や関係機関と連携して、子どもの発育・発達を促すことができるよう支援します。	こども家庭センター	障害福祉課、子育て支援課	*各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対する必要に応じた専門医療機関や福祉サービスの紹介を行った。	○	引き続き、関係機関と連携を図りながら、保護者の不安の軽減や子どもの発育・発達の促進を図っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3		再	幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切にした、切れ目のない発達支援体制を目指します。	こども家庭センター		*市内幼稚園・保育園等巡回相談事業の実施 ・施設数:24ヶ所(うち2か所市外園) ・合計訪問件数:64件 ・延相談件数:145件	○	臨床心理士等の専門職が保育従事者への助言指導を幼稚園・保育園等に対し行うとともに、子ども家庭部内における母子保健・発達支援部門と、保育・幼稚園担当、連携アドバイザー等との連携を強化していく。	継続
	4			子どもの発達に関する総合相談	子どもの発達に関する相談に、臨床心理士等が対応します。必要に応じて、適切な機関につなげます。	こども家庭センター		*子どもの発達に関する総合相談事業の実施 ・相談人数 44人 ・延相談件数 53人	○	引き続き、適切な機関や担当部署へ繋いでいく。	継続
	5			地域での専門相談「ちよこっと広場」	子育て中の気になることを、気軽に、専門職に相談できるよう、児童館で「ちよこっと広場」を実施します。相談には、発達相談員(臨床心理士・言語聴覚士等)が対応します。	こども家庭センター		*ことばの相談(言語聴覚士) 開催日数:24回 延件数:64件	○	引き続き、「こころの相談」については、実施日を設けず、児童館子育て相談員との連携のもと、希望があれば随時相談を受けていくこととする。	継続
	6		再	発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方等について、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	こども家庭センター	障害福祉課、健康課、子育て支援課、学校教育課、教育支援課、教育相談室	明治安田こころの健康財団との共催により、YouTube「羽村市公式動画チャンネル」において、令和6年10月から毎月、子育てに関するさまざまなテーマでオンライン研修動画を配信した。	○	発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、オンラインや配信サービスなどによる啓発の機会を検討し実施していく。	継続
	7			発達支援体制の検討会	発達支援における具体的な内容、今後の方向性など諸々の事項について検討し、切れ目のない発達支援を行なうための組織的な体制の充実を図るため、府内関係部署による検討会を実施します。	子育て相談課	障害福祉課、健康課、子育て支援課、学校教育課、教育支援課、教育相談室	【令和3年度末で廃止】 平成28年度から検討を重ね、切れ目のない発達支援体制の構築を目指したプロジェクトチームによる検討は、「羽村市発達支援体制を検討するプロジェクトチーム 報告書」をもって令和3年度末に終了とし、今後の発達支援に関する取組みについては、各部署がもつ個別支援計画に委ねるものとした。 また、事業所の参入による新たな課題(ヤングケアラー・ひきこもり等)を検討する際は、別途、子ども家庭部(子育て相談課)・福祉健康部(障害福祉課)・生涯学習部(教育支援課・教育相談室)で、必要に応じて協議の場を設けることとする。	廃		廃止
4. 障害のある子どもの支援の充実	1			各種手当の支給	障害のある子どもまたはその保護者への手当として、要件に応じて、「児童育成手当(障害手当)」「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「重度心身障害者手当」「難病患者福祉手当」を支給します。	障害福祉課		*障害児福祉手当 29人 5,417,170円 *難病患者福祉手当 399人 35,107,500円 (大人も含むすべての人数、額) ※重度心身障害者手当は、東京都が支給。	○	障害者(児)への支援として、今後も引き続き実施していく。	継続
						子ども政策課		*児童育成手当(都障害手当): 延児童数 570人、 支出額 8,835,000円 *児童育成手当(市障害手当): 延児童数 824人、 支出額 10,300,000円 *特別児童扶養手当: 受給者数58人(手当は東京都で支給)		障害のある子供を扶養している家庭への支援を行った。引き続き支援を実施するとともに、制度の周知に努めていく。	
	2			各種医療費の助成	障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)」「小児精神障害者入院医療費助成」「小児慢性疾患医療費助成」「心身障害者(児)医療費助成」「難病医療費等助成」を実施します。	障害福祉課		*自立支援医療費(精神通院医療): 1,778人(大人も含むすべての人数) *小児精神障害者入院医療費助成: 0人 *小児慢性疾患医療費助成: 44人 *小児障害者(児)医療費助成: 523人(大人も含むすべての人数) *難病医療費助成: 691人(大人も含むすべての人数)	○	障害者(児)への支援として、今後も引き続き実施していく。	継続
						子ども政策課		*育成医療 受給者数 2人、助成件数 2件、助成額 102,016円		障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。引き続き支援を実施するとともに、制度の周知に努めていく。	

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3		特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	教育支援課		*小学校対象者人数:65人、特別支援教育就学奨励費支払い金額:3,993,679円 *中学校対象者人数:28人、特別支援教育就学奨励費支払い金額:3,309,117円 *就学奨励費の一部に支払い上限額を設定し運用した。	○	小学校特別支援学級在籍数100人(令和5年度:95人)、中学校特別支援学級在籍者数55人(令和5年度:49人)となっている。 就学相談・転学相談の受付件数が増加していることから、特別支援学級に在籍児童・生徒数の増加が見込まれ、引き続き、就学奨励費の一部に支払い上限額を設定して運用していく。	継続
	4	再	統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。 また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課、こども家庭センター	*各園からの要請に応じ、関係機関からの助言による適切な保育の実施 *保育施設による医療的ケア児受入れガイドラインに基づく医療的ケア児の受け入れの実施 認可保育園 1園 *令和7年度入所希望児童について、受入れ先施設や各支援機関との情報共有に基づく受入れ体制の確立 *体制整備事業による職員体制の充実 *医療的ケア児ガイドラインの改訂	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援や施設間での受け入れ方法の情報共有等を行い、保育サービスの充実を図る。 また、庁内の関係部署で情報交換、連携により、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続
	5		児童発達支援事業	障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業の利用を支援します。	障害福祉課		*児童発達支援事業の利用支援 ・実利用者数:50人 ・延利用者数:534人	○	サービスの利用希望には応えられている状況であり、今後もサービスの提供を継続するとともに、連携強化と事業所のサービスの質の向上のため、事業者連絡会等を実施する。	継続
	6		保育所等訪問支援事業	障害のある子どもが利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等や助言を行い、子どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課		*保育所等訪問支援事業の実施 ・実利用者:5人 ・延利用者数:36人	○	現在、市内でサービスの展開を予定している事業者はない状況であり、サービスの提供機関が少ないため、引き続き事業者の参入を促進し、サービスの充実を図っていく。	継続
	7		日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課		*日中一時支援事業の利用:0人	○	サービスの提供機関が少ないため、必要時に利用できるよう、市内外の事業所とも連携を図る。	継続
	8		日中一時支援事業「青い鳥」	心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	障害福祉課		【令和2年度末で廃止】 利用者の減少等により、令和2年度で事業を廃止した。	廃		廃止
	9		中等度難聴児発達支援事業の実施	中等度難聴児(身体障害者手帳の交付対象となる子ども)に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課		*補聴器の購入費用の一部助成:1件	○	引き続き、購入費用の助成を継続していく。また、事業内容について関係機関と共有していく。	継続
	10	再	放課後等デイサービス事業	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。	障害福祉課		*放課後等デイサービスの利用支援 ・実利用者数:183人 ・延利用者数:2,548人	○	事業者との連絡会等により連携強化やサービスの質の向上を図る。また、重症心身障害児向けのサービス事業者の参入を促していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	11	再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます	教育支援課	障害福祉課、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、教育相談室	*通常の学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施 *特別支援教室の継続入室に係る発達検査を実施	○	特別支援教室の指導期間が1年間(「原則の指導期間」とされたことに伴い、継続して入室が必要となる児童・生徒を対象に発達検査を引き続き実施していく。 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、教員の専門性向上のため、職層・経験年数等の階層別に内容を充実した研修を実施していく。 特別支援教育支援員等の配置による支援体制を継続していく。	継続	
	12		関係機関との連携	市内の小・中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等での特別支援教育体制を充実させるため、情報交換や特別支援教育に関する共通理解を深めていきます。	教育支援課	障害福祉課、健康課、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、教育相談室	*幼・保・小連携推進協議会の開催 年3回+学校訪問1回 *都立特別支援学校在籍児童・生徒の副籍交流事業として、羽村市内の小・中学校における交流の実施	○	今後も継続的に情報交換や共通理解を促進する機会を設けるとともに、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した関係職員のスキルアップや、就労を見据えた進路選択ができる支援体制の構築を図っていく。	継続	
	13		自立に向けた障害福祉サービスの提供	自立に向けた訓練としての移動支援や、保護者の休息等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	障害福祉課		*社会参加のための移動支援やレスパイト等を目的とした短期入所事業の実施 【移動支援】 ・利用者:3人 ・延利用時間:382.75時間 【短期入所】 ・利用者:18人 ・延利用日数:1,437日	○	引き続き、必要なサービスの提供を継続していくとともに、事業所の参入を促していく。	継続	
	14		市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取組んでいきます。	障害福祉課		*市役所内実習事業の実施:2回 (参加者数:6人)	○	引き続き、実習内容の充実と事業の周知を進めていく。	継続	
5. 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実	1	再	多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子供の支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげています。	教育相談室	こども家庭センター、教育支援課	*主に家庭に起因する問題を抱えた児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーによる当該児童・生徒の環境への働きかけや関係機関とのネットワーク構築等を行い、問題解決に向けた支援を実施 *登校しづらや生活指導上の課題を抱える児童・生徒の学校生活の安定、問題行動の未然防止のため、家庭と子供の支援員による支援の実施(10校合計17人配置) *支援が必要な家庭に対する関係機関との相互連携	○	児童・生徒が抱える問題の複雑多様化に対し、きめ細やかに対応していくには、スクールソーシャルワーカーの専門性向上が必要となる。 家庭と子供の支援員をより積極的に活用していくために、学校における人材確保と周知促進を図っていく。 支援が必要な家庭に対する関係機関との相互連携を緊密に図っていく。	継続	
	2	再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、教育相談室	*通常の学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施 *特別支援教室の継続入室に係る発達検査を実施	○	特別支援教室の指導期間が1年間(「原則の指導期間」とされたことに伴い、継続して入室が必要となる児童・生徒は増加傾向にあり、教員の専門性向上のため、職層・経験年数等の階層別に内容を充実した研修を実施していく。 特別支援教育支援員等の配置による支援体制を継続していく。	継続	

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3	再	子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子ども政策課			*市役所窓口でのひきこもり相談受付(随時) 相談者 2件 *ひきこもり講演会 12月17日 講師:藤原健太さん(東京都ひきこもりサポートネット統括責任者) 参加者12人 *ひきこもり相談会 2月10日 参加者2人	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続
	4		障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援	年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と相談し、介護給付や地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。	障害福祉課			*18歳到達前に制度に関する説明や調整を行い、スムーズな移行支援を実施した。	○	引き続き、移行支援に努めつつ、長期的な見通しを持ったサービス利用について、普及啓発を行っていく。	継続
	5		専門機関との連携	ひきこもりに関する電話相談、メール相談に加え、家庭を訪問し相談に応じる専門機関と連携し、相談者を適切な関係機関につなげられるよう支援します。	子ども政策課			*相談件数 4件 (内訳) 東京都ひきこもりサポートネットとの連携 2件 東京都ひきこもりサポートネットの紹介 1件 多摩若者サポートステーション及び当法人の合宿型集中訓練プログラムの紹介 1件	○	今後も相談者を適切な関係機関につなげ、支援を実施していく。	継続
	6		ひきこもり等に関する情報提供機会の充実	広報紙や公式サイト等を活用し、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を抱えた場合における相談先について、幅広く情報提供を行っていきます。	子ども政策課			*広報はむらや公式サイト等を活用した情報提供 (実績 広報はむら掲載 2件、公式サイト 隨時更新)	○	今後も広報はむらや公式サイト等を活用し、相談先について幅広く情報提供を行っていく。	継続
	7		就労支援	関係機関と連携して、就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者の抱える状況に応じて支援しています。 また、障害のある若者に対して一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労を支援していきます。	産業振興課  社会福祉課  障害福祉課  子ども政策課			*ハローワーク青梅や東京しごとセンター多摩との連携による各種セミナー、面接会などの実施 *関係機関が実施する事業についてのチラシ配布、広報紙・HPを活用した広報周知  *就労支援員による生活保護受給者等生活困窮者に対する就労支援を、ハローワーク青梅と連携して実施 ・生活保護受給者 11人 ・生活困窮者 16人  *障害者就労支援センター「エール」で、障害のある人への職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業を実施した。  *就労支援を必要とする若者への専門機関の紹介 0件	○	引き続き、関係機関と連携しながら各種事業の実施に努めていく。  生活困窮者における支援対象者は、高齢者が増加傾向である。また、生活保護受給者の支援対象人数は、昨年度と同程度である。支援が必要な方が多い現状を鑑みると、当事業を継続して実施し支援していく必要がある。  就労や生活に関する相談対応や就労先との調整など、障害のある人に対する就労支援を行った。近年、相談内容が多岐に渡る傾向があり、就労以前の心身や生活の問題への対応が必要になることがある。 今後も多様な相談への対応に向け、関係機関・部署の連携を強化していく。  今後も、就労支援を必要としている若者に対し、適切な専門機関を紹介し、就労支援を実施していく。	継続

## 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

### 基本目標6 仕事と生活の調和のための環境整備

【施策の方向1】仕事と子育ての両立支援 【施策の方向2】安心して外出できる環境の整備

★:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み 再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 仕事と子育ての両立支援	1	再	母親学級・両親学級	妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。 また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。	こども家庭センター		*プレママサロン(母親学級)年6回 延べ62人 *ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)年20回 延べ140人	○	妊娠体操や沐浴・調乳などの実習を通して、出産や育児に関する知識の提供を行っている。令和5年度に胎児モデル(人形)を導入し、妊娠・出産の経過がイメージしやすくなるよう講座内容の充実を図るとともに、オンラインによる交流の機会を継続していく。	継続
2	再	みんなで楽しむ子育て講座	男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れあいの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践方法の普及啓発を図ります。	総務課 健康課 こども家庭センター			健康課・こども家庭センターの事業において、男女共同参画に関する意識啓発及び、情報提供に取り組んだ。  【はなまるクッキング】 日時:7月20日(土)午前10時から12時30分 参加者:保護者8人、小学1~4年生8人 内容:健康講座、調理実習、試食、男女用同参画について  【子育てママのからだスッキリ教室】 日時:11月5日(火)午前10時から11時30分 参加者:10人 内容:健康ミニ講座、運動講座、男女共同参画について  パパ・ママ講座「家族で遊ぼう」を実施 12月14日(土)午前 中央児童館 参加者:7家庭16人 内容:羽村市男性保育士の会「ホップの会」を講師に招き、こどもとの関わりや、年齢月齢にあった遊びを紹介。また参加者同士の交流を図った。	○	府内各課と連携し、引き続き、より効果的な事業を実施していく。	継続
							今年度から親子参加型の調理実習形式の事業として、はなまるクッキングを開始。定員を超える申込があり、ニーズが高い企画であった。子育て世代と子供が健康について学ぶ機会として、継続して実施していく。子育てママのからだスッキリ教室は、母親自身の身体ケアを体験、学ぶ機会として、継続して実施する。			
							休日に児童館を利用する父親が増えている。ここ数年は未就学児を対象とする講座を実施しているが、対象年齢を引き上げるなど講座の内容や、PR方法について検討し実施していく。			
3	広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発		仕事と生活の調和についての理解が進むよう、広報・啓発を充実します。	総務課	産業振興課		各課が実施する事業におけるリーフレット等の配布による意識啓発の実施	○	引き続き、最新の情報を提供できるよう情報収集に努め、市民や事業者に対し、啓発活動を推進していく。	継続
4	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知		育児・介護休業法などについて、広報紙やパンフレット等を活用した普及啓発を行い、男性も女性も育児休業制度等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。 また、子育てしやすい就労環境づくりに向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。	総務課	産業振興課		国や東京都等の関係機関からのリーフレット等による情報提供の実施	○	最新の情報を提供できるよう情報収集に努め、適時的確な情報提供を実施していく。	継続
5	多様な保育事業の提供		多様なニーズに対応する保育サービスを充実するため、2時間延長保育、一時預かり事業や休日保育事業、乳幼児ショートステイ事業など、多様な保育事業について周知を図り、子育て家庭のニーズを踏まえた施策を提供していきます。	子育て支援課	こども家庭センター		*市公式サイトや「保育園・幼稚園等ガイドブック」などを活用した保育事業の周知 *保育園・幼稚園の違いや保育サービスについて理解しやすいよう、「はじめての園選び基本ガイドBOOK」を作成し、窓口の配架だけでなく母子手帳交付時などにも配布を行った。	○	今後も市民ニーズを捉えた保育事業を実施していく。また、対象施設、利用方法などを引き続き広報はむら、市公式サイト、子育て応援ガイドブック等で分かりやすく周知していく。	継続
6	女性のためのキャリアデザイン支援講座・チャレンジ支援講座		就労や地域活動などへ参加意欲を持つ方に対して、支援講座を実施することで、女性の活躍推進を支援していきます。	総務課	地域振興課、産業振興課		しごと子育て両立応援セミナーin羽村 実施日:令和6年11月22日(金)10:00~12:00 参加者数:10人 青梅公共職業安定所と連携した事業を実施	○	職場復帰や地域活動に対する参加意欲を持つ女性が、自分らしい将来設計を行い、仕事や地域活動に参加するきっかけとなる講座を、引き続き実施していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和6年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
2. 安心して外出できる環境の整備	1			子育て家庭の外出支援「あかちゃん休憩室事業」	保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、公共施設のほか、保育園、幼稚園、商店などの地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置していきます。	こども家庭センター		R6年度設置施設数:49か所 (内訳) 公共施設:33か所 民間施設:16か所	○	羽村市独自の事業であり、新規事業所を増やすとともに、普及啓発と利用促進のためのPRを行っていく。	継続
	2			子育て応援とうきょうパスポート(東京都事業)の推進	子育てを応援しようとする社会的気運の醸成を目的に、企業や店舗が善意により子育て世帯や妊婦の方に対してさまざまなサービスを提供する「子育て応援とうきょうパスポート」の普及に努めます。協賛店では、粉ミルク用のお湯やおむつ替えスペースの提供、商品の割引や景品の提供などさまざまなサービスを受けることができます。	こども家庭センター	産業振興課	*出生届時、手当申請手続きに際し「子育て応援とうきょうパスポート」のチラシ配布 *「羽村市子育て応援ガイドブック」に掲載 *赤ちゃん・ふらっと登録事業所 市内7か所(赤ちゃん休憩室登録事業所)	○	業務内容の掲載や都からの周知依頼に対応し、事業の推進を図っていく。	継続
	3			保育園・幼稚園等の園外活動、通学路における安全対策の推進	保育園・幼稚園等の園外活動や、通学中の児童・生徒の安全を確保するため、交通安全講習会への参加などの交通安全教育を通じて意識の向上を図るとともに、おさんぽコースや通学路を日常的に点検し安全確保に努めるなど、市と事業者、学校、地域、警察等が連携して安全対策を推進していきます。	子育て支援課  土木課  学校教育課	防災安全課	*園外活動や散歩時の安全対策に関する保育園・幼稚園等への情報提供の実施 *東京都の補助を活用し、「保育所等安全対策事業」を実施した *関係部署と連携した危険個所の改善、安全対策の実施  *交通安全対策の要望箇所について、教育委員会、福生警察署と現地立会いを行う合同点検を実施した。 *合同点検の結果を基に、路面標示や街路灯などの交通安全施設の設置を進めた。  *学校周辺における子どもたちの見守りや通学路の点検等を行うスクールガードリーダーの配置 *学校における交通安全に関する講習会の実施 *道路管理の所管部署(土木課)、福生警察署による合同点検の実施	○	園外活動等における安全対策に関し、保育園・幼稚園等への情報提供、関係部署と連携した危険個所の改善を継続し、安全対策を推進していく。  要望への対応課題として、各種基準や現地の状況により、信号機をはじめとした交通安全施設の設置が困難な案件が多くある。 引き続き、関係部署・機関との合同点検及び情報共有を進め、安全対策の推進を図っていく。  学校の安心・安全に対する取組みについて、指導・助言及び巡回等を実施するよう、引き続き、スクールガードリーダーを配置し、登下校時における安全対策を図るとともに、各学校において、交通安全に関する講習会を実施し、交通安全に対する意識の向上を図っていく。 また、関係機関による通学路の合同点検を引き続き実施し、通学路の安全確保に取り組んでいく。	継続